

## 議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成27年12月16日(水)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後3時46分
出 席 委 員	委員長 大橋昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委員 福田 淑子 委員 我妻 薫 委員 橋本 四郎 委員 佐野 善弘  議長 吉田 眞悦 副議長 平吹 俊雄
欠 席 委 員	
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 伊勢 聡  議会事務局長 吉田 泉 次長 佐藤 俊幸
諮 問 事 項	・追加議案等について
そ の 他	
閉 会	午後3時57分

2号様式 審議の経過

吉田局長	<p>ただいまより議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>本日の議案審査、大変御苦労さまでした。新たに追加議案、行政報告が出たということで、説明を受けることとなりました。よろしくお願いいたします。</p> <p>当委員会、全員出席ですので委員会は成立いたしております。なお、副議長には委員外委員として参加していただいております。</p> <p>それでは早速、総務課長、説明していただきたいと思います。</p>
総務課長	<p>今議会に当たりまして追加の行政報告ならびに追加議案につきまして議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは初めに行政報告のほうからお話しをさせていただきます。着座して説明させていただきます。</p> <p>追加の行政報告でございますが、福島県会津美里町との友好都市協定の締結についてでございます。</p> <p>会津美里町とは美里町という名称が同じであることを機に平成22年6月に会津美里町観光協会および商工会青年部の方々が来町し、生き生き田園フェスティバルに参加したのがきっかけで交流が始まりました。これまで両町のお祭りなどイベントへの参加などにより、物産観光分野を中心に交流を深め、平成24年7月に災害時における相互応援に関する協定の締結を取り交わしました。</p> <p>両町とも将来にわたり町民の相互交流をさらに進めていくことを目指し協議を行い、友好都市協定を締結することといたしました。会津美里町においては友好都市協定の締結については議決事件であることから平成27年12月の議会定例会において提案され可決されたとのことでございます。</p> <p>友好都市協定の締結につきましては平成28年1月に本町において行う予定といたしております。以上のことにつきまして行政報告とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>はい。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは続きまして追加議案について説明をお願いいたします。</p>

<p>総務課長</p>	<p>追加議案でございますが、議案第 80 号でございます。美里町と宮城県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関の事務の委託について提案理由のご説明を申し上げる次第であります。</p> <p>行政不服審査法、平成 26 年法律第 68 号が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定により審査請求に対する判断の適否を、第三者の立場から審査する機関の設置が必要となります。本町におきましては地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき宮城県との協議により規約を定め、宮城県に当該機関の事務を委託したいことから同条第 3 項において準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由につきましては以上でございます。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>はい。何かございますか。</p> <p>橋本委員。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>理由の中、2 行目。審査請求ですか、審査の内容ですか。請求の内容、審査請求の内容、審査の請求。だから、定期的に何かを判断するわけでないでしょ。結果においてそこで審査をして、これは行政側、こう整理しなきゃだめだよというような勧告かなにかする方法あるんでしょ。</p>
<p>総務課長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>総務課長</p>	<p>審査請求に対する判断の適否を行っていただくことを宮城県に委託するわけでございます。それでお配りいたしました追加の資料編の 1 ページをご覧くださいと思います。</p> <p>ここに絵が載ってございますが、審査請求人が審査請求を審査庁に、これは事務局として総務課を想定してございます。それで総務課におきましてはここで審議委員を決めるわけでございますが、この審議委員につきましては総務課等以外の課長職相当職を考えているところでございます。審議委員が作った書類を審査庁、町長に上げていただきまして、それを第三者機関、宮城県の附属機関になりますが、こちらに審査庁から諮問をいたします。諮問内容につきまして第三者機関で審査をいただきまして審査庁、町長のほうに答申というような形になってございます。それでその後、審査庁から審査請求人に対して裁決ということです。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>よろしいですか。</p>

	<p>(「はい」の声)</p> <p>福田委員。</p>
福田委員	<p>今、いただいた資料、配布されたのを全員にも配布していただきたいと思えますけども。</p>
大橋委員長	<p>はい。</p> <p>いかがいたしますか。福田委員から総務課長から提出された資料を全議員にということですけども、配布してよろしいですか。</p> <p>(「それでいいです」の声)</p> <p>それでは明日、このコピーを議運以外にお願いいたします。</p> <p>総務課長。</p>
総務課長	<p>今の追加資料ですけども、第 8 1 条の第 1 項を抜き取った形でのコピーですか。ここだけを抜き取った形で。</p>
我妻委員	<p>ただ、ここで根拠にしているのは、これに基づく機関を自治法の 2 5 2 条 1 4 で県に委託するということ。2 5 2 条のほうが今回、委託する根拠。</p>
大橋委員長	<p>そうなんだな。</p> <p>本来であれば 2 5 2 条のほうが大事だということですね。</p>
総務課長	<p>そうですね。県のほうに委託する根拠規定は地方自治法の第 2 5 2 条の 1 4 でございます。普通公共団体の事務の一部を他の普通公共団体に委託できることとなっているので。</p>
大橋委員長	<p>そうすると、自治法の部分というのは自分で調べる部分でないかな。不服審査法のほう、機関の事務委託だからな。機関を置くだけの部分だよな、こっちの 8 1 条の部分ね。</p>
総務課長	<p>はい。</p>
大橋委員長	<p>いらぬか。</p> <p>(「うん」の声)</p> <p>いらぬね。そうするといらぬですね。</p> <p>そうすると資料はいらぬということですよよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>そうしますと明日の日程は最後の部分ということになるかと思いますが、人権擁護委員の終了後でよろしいですね。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>じゃ、そのようにお願いいたします。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p>

	それでは以上としたいと思います。副委員長お願いいたします。
藤田副委員長	ただいま総務課長から行政報告と80号について説明をいただきました。それで明日、議案の最後にと確認されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。 どうもありがとうございました。
	15:57 終了。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会  
委員長